

「テレワーク及びデジタル・DX 化推進業務」 業務委託に関する質疑・回答

3月5日回答分

番号	質問	回答
1	募集要項第8(2)プレゼンテーション及びヒアリングの実施に関して、3/14のプレゼンテーションの参加人数に上限はあるのか。	上限は設けていないが、事業全体の管理者や現場責任者など、提案内容に責任を持って発言できる者に限り参加されるのが望ましい。
2	評価・採点基準の「個別業務にかかる事項」の「相談体制の構築」に関して、「テレワーク機器の展示・実演等により、利用者に対してわかりやすく伝える」との記載があるが、展示ができるスペースはどこを想定しているのか。	京都テルサ東館2階(現ジョブパーク企業支援コーナー)を整備し、受付カウンター等を設置することとしており、その近辺に常設することを考えている。
3	多様な働き方・テレワーク推進業務委託仕様書5業務内容(1)テレワークの導入・定着をはじめとする柔軟かつ多様な働き方の推進に関する相談対応及び、(6)専門家派遣に関して、来所相談対応が求められているが、京都テルサ内に相談対応ができるスペースは確保されているか。確保されているのであれば、どこを想定しているのか。またデリケートな情報もあるため、プライバシー等配慮がされているスペースであるのか。	京都テルサ東館2階(現ジョブパーク企業支援コーナー)を整備し、受付カウンター等を設置することとしている。 また、相談される方のプライバシーに配慮する必要がある等、受付カウンターでの相談が難しい場合は、別の打合せスペースや会議室等を受託者側で確保することをお願いしたい。
4	多様な働き方・テレワーク推進業務委託仕様書5業務内容(5)イ セミナーの企画に関して、セミナーの動画コンテンツを「京都デジタル人材創造 WEB プラットフォーム」のオンデマンドコンテンツとして提供するセミナーはオンラインセミナーのみで良いか。	多様な働き方・テレワーク推進業務委託仕様書5業務内容(5)イ(エ)に記載の通り、WEB 会議システムによる配信等を条件としているため、セミナーは全てオンライン配信可能と考えている。
5	多様な働き方・テレワーク推進業務委託仕様書6人員配置体制に関して、京都テルサ内の概ね3名が従事できる執務スペースを使用可能とするとあるが、場所はどのようなスペースを想定されているのか。小部屋や仕切りなどはある状況か。	京都テルサ東館2階(現ジョブパーク企業支援コーナー)に配置することとしている。事業者ごとにパーティション等により区分することとしている。
6	多様な働き方・テレワーク推進業務委託仕様書13その他に関して、人員構成等、提案によるものであることは十分に理解しているが、本業務で予定されている人件費はいくらを想定されているか。	多様な働き方・テレワーク推進業務委託仕様書6人員配置体制で予定している人件費は、約15,000,000円程度を想定している。
7	京都デジタル人材創造業務委託仕様書3業務の主たる実施場所(1)に関して、執務室は、「京都経済センター3階」現京都府生涯現役クリエイティブセンターの場所を利用する認識でよいか。他事業と同部屋での業務遂行を行うことになるが、事業ごとに作業スペースは明確に線引きがされている環境か。また、相談対応を行うスペースは、プライバシーへの配慮がされている(個室のように区切られた)環境か。他事業との連携が求められているが、個人情報の受け渡しなどの方法についての注意点は何かあるか。	執務室については、現京都府生涯現役クリエイティブセンター及び現京都府テレワークセンターの2か所を想定している。 作業スペースについては、レイアウトを検討中であるが、事業を遂行する上で支障のないよう配慮したい。また、相談対応については、相談者のプライバシーに配慮するため執務室内にパーティションで区画したスペースを確保することとしている。 個人情報の受け渡しについては、個人情報保護に関する法令等の規定のほか、京都府生涯現役クリエイティブセンターの個人情報管理規程等に従い、適切に管理されたい。

8	京都デジタル人材創造業務委託仕様書 3 業務の主たる実施場所(2)に関して、京都テルサ内の執務スペースは、どのようなスペースを想定されているか。小部屋や仕切りなどはある環境か。	京都テルサ東館 2 階（現ジョブパーク企業支援コーナー）に配置することとしている。事業者ごとにパーティション等により区分することとしている。
9	京都デジタル人材創造業務委託仕様書 5 業務内容(2) ア人材確保支援に関して、「府外の優秀な人材とのマッチングも推進する観点から」とあるが、京都府内求人に対してのみ対象としているものか。	本事業は京都府内企業におけるデジタル人材の確保・育成を支援するものであるため、京都府内に事業所がある企業の求人を対象としている。
10	京都デジタル人材創造業務委託仕様書 5 業務内容(3) ウ(イ) 様々な機会を通じたマッチングの創出に関して、「各回クリエイティブセンター新規登録者 50 名以上」とあるが、クリエイティブセンターの新規登録者は具体的にどのような登録をさしているのか。京デジぷらっとの登録とは別のものになるのか。	京デジぷらっとは令和 6 年度より、クリエイティブセンターのオンライン機能となり、クリエイティブセンターのサービスを利用する方は、必ず京デジぷらっとで利用登録を行うこととしており、各マッチングイベントに参加される方は、クリエイティブセンターのサービス利用者として京デジぷらっとから利用者情報を登録することとなる。 このため、京デジぷらっとの登録とクリエイティブセンターの登録は同様である。
11	京都デジタル人材創造業務委託仕様書 8 業務運営に係る目標数に関して、「イ求職者・労働者向け（ア）相談者数」と「ウ就職促進（ア）相談者数」の違いは何か。また、それぞれ定義は何か。	「イ求職者・労働者向け（ア）相談者数」では、講座受講に係る相談者数を計上、「ウ就職促進（ア）相談者数」では、就職に係る相談者数を計上することとしている。 なお、相談の内容に応じて必要であれば京都府と協議の上、どちらに計上するか決定することとしている。
12	事前説明会で説明を受けた内容に関して、什器設備費を約 200 万円確保するようとの説明があったが、準備いただく什器における経費の内訳は何か。	経費の詳細については現在調整中であるが、準備する什器の内訳は以下のとおり。 なお、本事業で確保する什器設備費は約 100 万円を想定している。 事務机、事務椅子、来客用机、来客用椅子、会議テーブル、ミーティングチェア、ロッカー、パンフレットスタンド、パーティション等 なお、経費には搬入費、施工費、管理費を含む。
13	多様な働き方・テレワーク推進業務委託仕様書 6 人員配置体制の(2) 就労環境改善アドバイザーについては、業務時間中は常に業務を実施する場所に常駐しておく必要があるか。	就労環境改善アドバイザーは、企業等からの相談があった時に常に相談できる体制を確保することから、業務を実施する場所に常駐できない場合でも、オンラインを利用する等、常に相談できる環境を提供できる場合は、体制を確保していることとして認める。